

件

五年 画数 6
筆順 一 二 三 四 五 六
ク ン ケ ン

成り立ち
人 + 牛 → 件 → 件 → 件

「人」と「牛」とを組み合わせて作った字です。「人」が牛を「引く」という意味を表した字には、別に「牽」という字がありましたので、この「件」は「目立った事」という意味を表す字として使われるようになりました。「人が牛を引くすがたは、とても目立つ事」だったからです。
【例】事件。
「目立つ事」の意味から「大事な事」の意味に使われ、今では単に「事」とか「事がら」の意味に使われることが多くなりました。【例】要件、条件、用件、雑件。

使ひ方

▽この町には悪質の事件は起こったことがありません。不注意で交通事故を起こした程度の事件があっただけで、件数もわずかです。
▽クラブの会員になるのに必要な条件は、男であることと、十一歳以上十五歳までの年齢であることの二つだけです。

熟語例

▽事件（「目立った事」という意味で、「話題」として取り上げるだけの価値がある「出来事」のことを言います。）
▽件数（事件の数。また、物件の数）
▽物件（物に関係する事がら。また、「品物」のこと。）
【例】物件費（物品の購入に当ててある費用）
▽要件（必要な事がら）
▽用件（用事の事がら）
▽条件（箇条書きされた事がら。ふつう、「必要な条件」という使い方をし、「ある事が成立されるために必要な事がら」を箇条書きにしたもの」のことを言います。）

券

五年 画数 8
筆順 一 二 三 四 五 六 七 八
ク ン ケ ン

成り立ち
分 + 刀 → 券 → 券 → 券

「分ける」という意味の「八（倅）」と、「二」と「人」と「刀」とを組み合わせて作った字です。「二つの物を刀で二つに切り分けて、二人がそれぞれに所有して、後日の証拠とするための「割り符」の」ことを表した字です。

今では、「証拠」として所有する文書（「証書」と言います）のことを言います。【例】証券、債券、株券。
今でも、「入場券」は、二つに切り分け、片方は入場のさいに入場料を支払った証拠として渡し、片方は退場するまで証拠として所持しますので、文字通り、「券」ということができます。
【夫の部分は、古い形は艸で、二人の手の形を表したものである。】

使ひ方

▽外国に行く時には、その人の身分を証明した手帳を政府から発行してもらい、それを身につけていなければなりません。この手帳を「旅券」と言い、また、「パスポート」と言います。昔は、交通手形と言いました。

熟語例

▽株券（株式会社の株（出資の金額）であることを証明する文書。株式会社の出資者であることの証拠となる文書のことです。）
▽債券（国や会社が負債（金をかりること）の証拠として発行する文書のこと。国債や社債の証券のことです。）
▽証券（株券や債券の総称。お金を出資してもらったり、かしてもらったことを証明する」と共に、「証拠」とする文書」という意味のことばです。）
▽乗車券（電車、汽車、バスなどに乗るお金を支払った証拠として発行される紙片。「切符」のこと。）
▽福引券（福引きを引くことができることを証明する紙片）